

# 福岡県環境保全型農業推進計画

平成21年3月26日  
福岡県

「福岡県農業・農村振興条例(平成13年7月9日福岡県条例第30号。以下「振興条例」という。 )」、「有機農業の推進に関する法律(平成18年12月法律第112号)」及び「有機農業の推進に関する基本的な方針(平成19年4月27日農林水産大臣公表)」に基づき、「福岡県環境保全型農業推進計画(以下「推進計画」という。 )」を定める。

## 1 県内における環境保全型農業の現状及び今後の方向

福岡県では、減農薬栽培など、こだわり農産物を求める消費者に安心して購入できる県産農産物を提供できるようにするとともに、県産農産物の評価を高めることを目的に、平成14年12月には「福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証制度(以下「県認証制度」という。 )」を発足させた。

また、振興条例に基づき平成18年6月に策定した福岡県農業・農村振興基本計画においては、平成22年度までに「通常の使用量の半分以下の農薬または同半分以下の化学肥料により栽培された面積」を1万ヘクタールとするとともに、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいた認定農家(愛称：エコファーマー)」を5,500名と設定し、環境に配慮した農業の推進を図っている。

さらに、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物などの有効利用による地力の増進等、振興条例に基づき農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を展開している。

県では、今後とも県認証制度の普及などを中心に、環境保全型農業を推進していく。

## 2 環境保全型農業の定義

本推進計画における環境保全型農業とは、有機物の土壌還元等による土づくりと合理的作付体系とを基礎として、地域資源の有効活用や化学肥料、農薬等への依存をできるだけ減らすことを通じて環境保全と生産性等との調和のもとに、幅広く実践が可能な農業である。

## 3 推進方策

### (1) 環境保全型農業技術の確立・普及

県農業総合試験場を中心に、本県の気象条件・立地条件に適した環境保全型農業の技術体系を確立するとともに、地域農業改良普及センター等を通じて、技術の普及などに努める。

## (2) 指導・相談などの実施

地域農業改良普及センターでは、市町村や関係機関・団体と連携し、農業者からの、技術、経営、制度等に関する相談に対応するとともに、良質堆肥の生産や IPM 技術など環境保全型農業の技術指導を行う。

## (3) 各種情報の提供

新たに環境保全型農業に取り組もうとする農業者に対し、天敵を利用した IPM などの技術情報や、病虫害の発生予察情報、環境保全型農業に取り組む上で参考となる体系的な栽培技術、融資制度、取組事例等の情報を提供する。

## 4 消費者に対する環境保全型農業に対する理解増進

環境保全型農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全などの機能について、各種イベントにおける PR、広報誌、インターネット等を通じて啓発活動を実施し、消費者の理解増進に努める。

## 5 情報収集の実施

環境保全型農業を推進するため、市町村や関係機関と連携し、必要な調査など実態の把握に努めるとともに、広く一般県民からも意見を聴取し、施策に反映させるよう努める。

## 6 推進計画の見直し

推進計画の見直しについては農業情勢の変化などに対応し、必要に応じて見直すこととする。